

## 第75号議案

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 名称及び数量 | タブレット等 663台分   |
| 2 | 購入金額   | 金47,404,500円   |
| 3 | 購入先    | 大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号<br>株式会社ライオン事務器 大阪本店<br>大阪本店長 稲田隆史 |
| 4 | 購入方法   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約                        |

## 財産の取得について

- 1 名称及び数量      タブレット等    663台分
- 2 購入金額          金47,404,500円
- 3 購入先            大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号  
株式会社ライオン事務器 大阪本店  
大阪本店長 稲田隆史
- 4 購入方法          地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
- 5 契約概要          亀岡市立小学校及び義務教育学校における1年生用タブレット（iPad）等を663台分購入する。